

## ○国民健康保険法施行規則（抄）

### （退職被保険者に関する届出）

第四条 被保険者が、退職被保険者となつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日。次条において同じ。）から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 退職被保険者となつた者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄及び住所
  - 二 世帯主の氏名及び住所
  - 三 被保険者証の記号番号
  - 四 当該退職被保険者が受給権を有する被用者年金給付の支給を行う者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日（当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した年月日）
- 2 第二条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
  - 3 被保険者が、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができるに至つたため、退職被保険者でなくなったときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、その旨及びその年月日を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
  - 4 市町村は、第一項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるとときは、当該届出を省略させることができる。
- （昭五九厚令四一・全改、昭五九厚令四九・平一五厚労令六三・一部改正）

(被扶養者に関する届出)

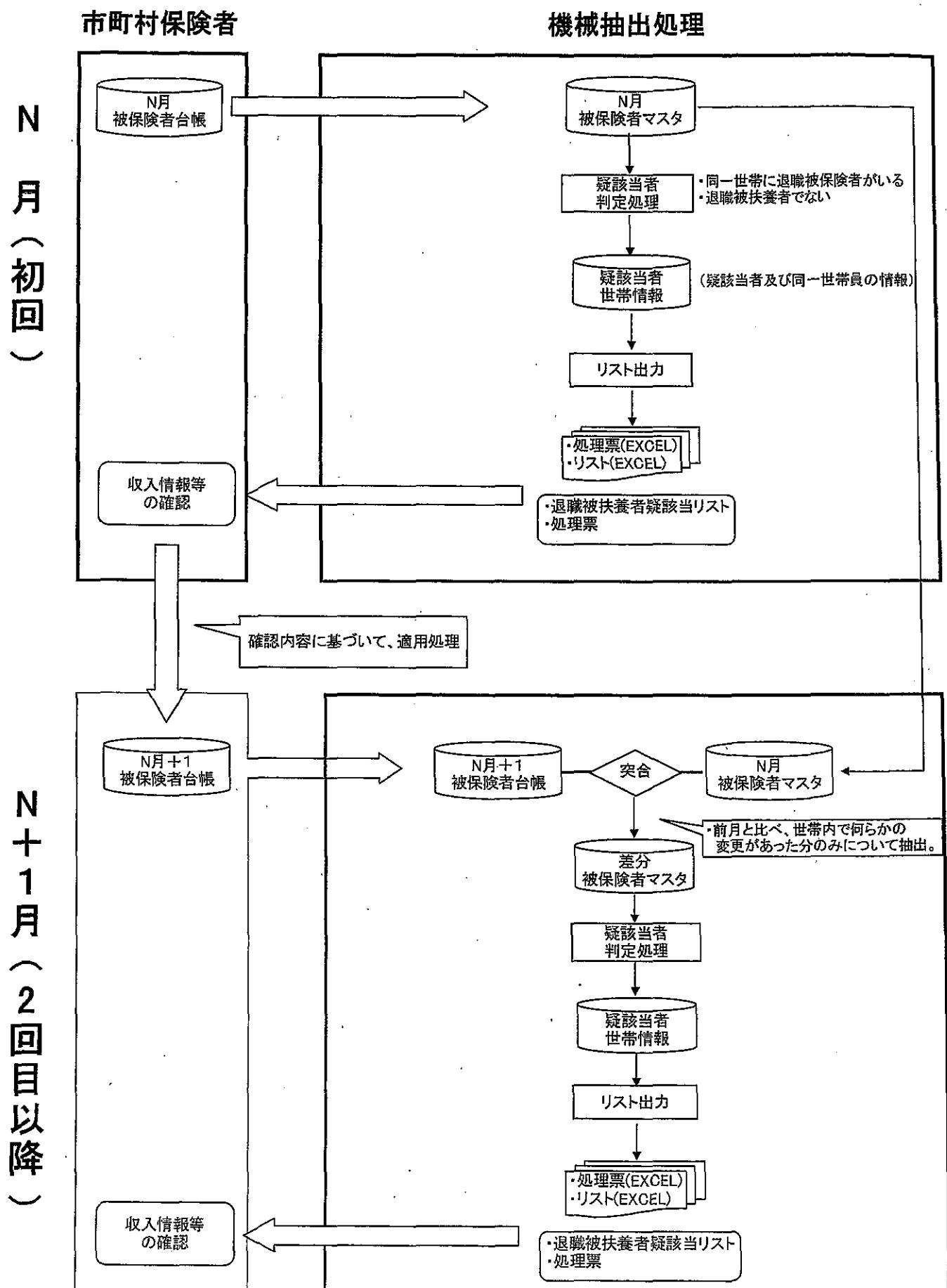
第四条の二 退職被保険者が被扶養者を有するとき又は有するに至ったときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者が退職被保険者となった日の翌日(当該退職被保険者が前条第一項の規定による届出を行う者であるときは、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日)又は当該被扶養者を有するに至った日の翌日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被扶養者の氏名、性別、生年月日、退職被保険者との続柄、職業及び収入
  - 二 退職被保険者の氏名
  - 三 扶養するに至った年月日及び扶養し始めた事由
  - 四 被保険者証の記号番号
- 2 世帯主は、被扶養者でなくなった者が生じたとき、又は前項第一号の記載事項(職業及び収入に限る。)に変更があったときは、十四日以内に、その旨を市町村に届け出なければならない。

(昭五九厚令四一・追加、昭五九厚令四九・一部改正)

- 3 市町村は、第一項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

## 処理票の作成について(例)



# 国民年金保険料の徴収事務との協力について

## 市町村国保と公的年金（社会保険庁）との連携について 一国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用一

### 1. 市町村と公的年金をとりまく現状について

- 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトが高まっており、今後、更なる高齢化の進展を考慮すると、年金受給権の確保は、地域住民の高齢期の生活の基盤を支える上でも、地域経済の発展の上でも重要な課題となっている。
- 介護保険料（第1号）の徴収の80%は年金からの特別徴収により行われており、社会保険庁においても、市町村の効率的な事務の実施に貢献しているところである。さらに、平成20年4月から、新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国民健康保険料についても、年金から特別徴収することとされており、住民の年金受給権確保は、このような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠である。  
また、住民税の年金からの特別徴収についても、現在、その実施に向けて準備中である。

### 2. 国民年金の未加入・未納対策への協力依頼について

国民年金保険料の収納業務については、平成14年に市町村から国に収納業務が移管された後、納付率が大幅な低下となつたため、平成15年8月には厚生労働大臣を本部長とする「国民年金特別対策本部」を設置し、納付率80%を目標に掲げ、口座振替割引制度やコンビニ納付導入等の納めやすい環境づくり、市町村から提供いただいた所得情報による免除等の勧奨や強制徴収の実施など、制度改革も含めた可能な限りあらゆる対策を実施し、目標納付率達成を目指して取り組んでいるところである。

しかしながら、依然として目標納付率には相当の開きがあり、さらなる収納対策の強化・充実が必要なことから、昨年、国民年金事業改善法が制定され、これまでの社会保険庁における取組に加え、国民健康保険や医師、社会保険労務士等の社会保険関係者に広く協力を得る方策についても措置されたところである。

住民の身近な市町村において、窓口等における国民年金被保険者の方々との接触の機会を通じて、国民年金の未加入・未納対策について、協力していただくことは、極めて有効な対策である。そのため、国民健康保険担当部局におかれても次の事項について協力をお願いするものである。

**(1) 国民健康保険料とあわせた年金保険料の収納対策の促進について**

**① (市町村の公金と併せた) 集合徴収の実施**

- ・山間部など交通が不便な地域などにおいて実施されている、国民健康保険料等の集合徴収に、社会保険事務所職員も赴き、国民年金保険料も合わせて徴収させていただきたい。
- ・実施に当たっては、社会保険事務所から、国民健康保険料等に合わせて国民年金保険料の集合徴収も実施する旨の案内等が必要なことから、集合徴収の時期、会場、対象者の居住地域等を社会保険事務所に事前にご連絡いただきたい。

**② 資格取得時等における納付奨励、口座振替、前納の促進**

- ・市町村窓口において行われている国民年金第1号被保険者の資格取得手続等の際、国民年金保険料の納付の必要性の説明や、国民健康保険料も含めた口座振替の奨励、前納制度、免除や猶予制度の説明を行い出来る限り口座振替申出書の受理などをお願いしたい。

**③ 国民健康保険料等他の公金と併せた口座振替の促進**

- ・国民健康保険料について重点的に口座振替に取り組んでいるところであるが、国民健康保険料等の納付書発行や口座振替の強化月間等に併せ、国民年金保険料の口座振替奨励チラシ等を同封する等国民年金保険料の口座振替の促進を併せて行っていただきたい。

**④適用に関する情報提供**

- ・国民年金第1号被保険者の資格取得の届出者が市町村窓口等で判明した場合、社会保険事務所に情報提供し、資格取得届出奨励を行っていただきたい。
- ・なお、国民健康保険における被保険者資格の適正化に資するように、平成20年度中に、社会保険事務所からは、国民年金第2号被保険者の資格喪失情報等を提供していくこととしている。

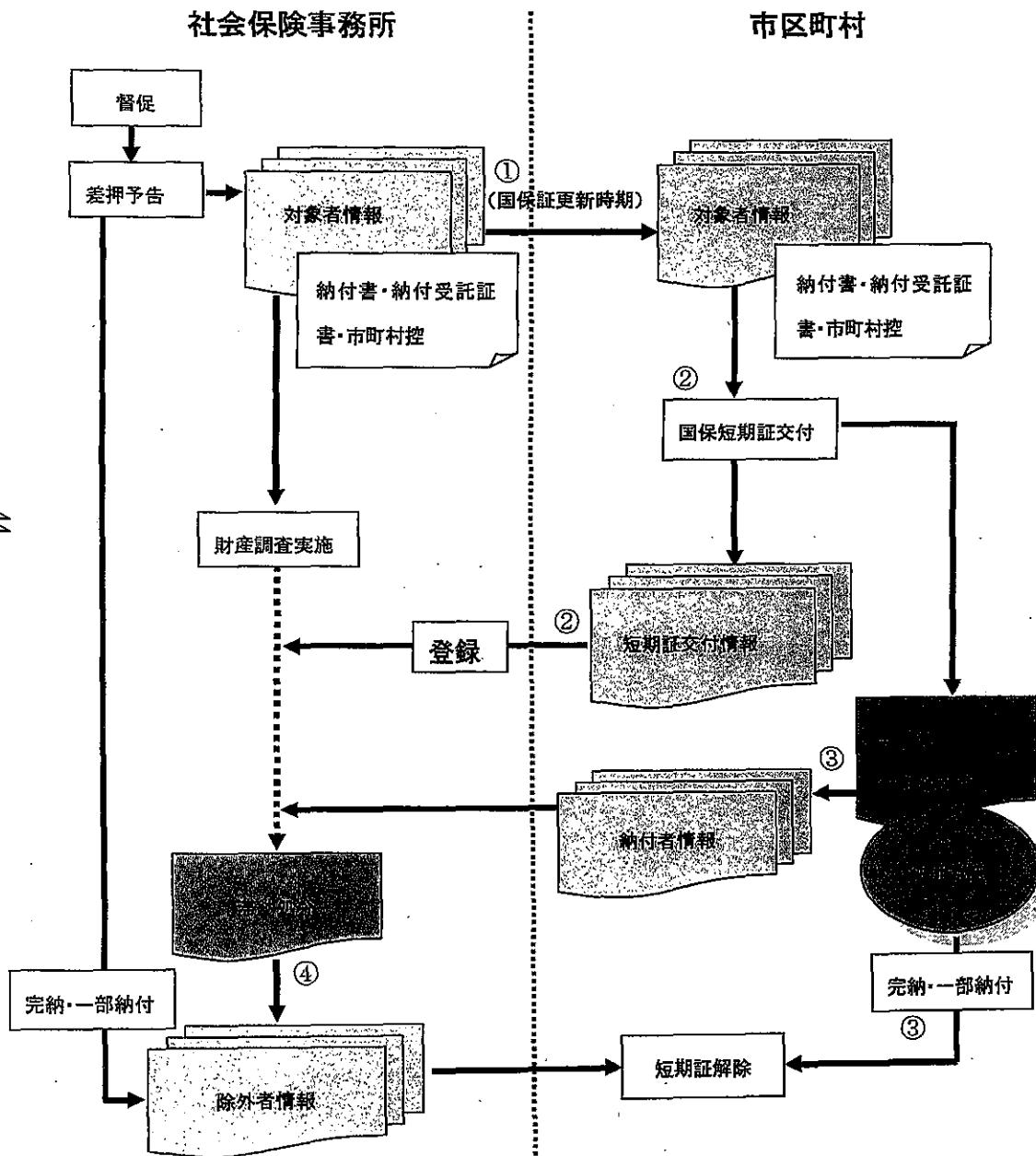
**(2) 国民年金保険料未納に伴う国民健康保険の短期証の発行について**

**(1) のほか、国民年金保険料未納に伴う国民健康保険の短期証の発行について御協力を御願いしたい。**

- ・国民健康保険と被保険者の対象が殆ど重なっている国民年金においても、その未納に対して国民健康保険の短期証の交付を行い、更新のために市町村の窓口に見えた際などの接触の機会に、国民年金保険料の納付を働きかけるとともに免除や猶予制度について説明いただきたい。

- ・国民年金保険料未納に伴う短期証の発行を行っていただくかは、市町村の判断であるが、短期証の交付に伴う被保険者との接触の機会に国民年金保険料の納付を働きかけることは有効であると考えられることから、積極的に御協力いただきたい。なお、御協力いただける市町村については、滞納者の利便を図る観点から、社会保険庁長官に納付受託機関の申請をしていただくことで、納付受託機関として未納者からの保険料の受領が可能となる。また、納付受託機関に対しては、保険料の受領に応じ手数料を支払うこととなる。
- ・短期証の発行の対象者は、一定の所得がありながら度重なる納付督促によつても保険料の納付がなされない者であり、御協力いただける市町村に対しては、対象者情報を送付します。また、住民の納付状況を確認するため、現在設置している国民年金被保険者情報提供端末の機能を充実することとしている。
- ・また、御協力いただける市町村に対しては、国民年金の事務に要する費用を交付している国民年金事務取扱交付金により財政上の手当を講じることとしている。
- ・国民健康保険制度においても、該当市町村に対して国民年金保険料未納者に対して短期証を交付するための施行準備の経費として特別調整交付金において被保険者数の規模に応じた額を算定するとともに、前年度に収納率が低いことにより普通調整交付金が減額となっている市町村で、収納率向上により減額額の2分の1の交付を受ける場合は、さらに1%を加算することとしている。

# 国民年金未納者に対する国保短期証発行等に係る事務処理の概要(案)



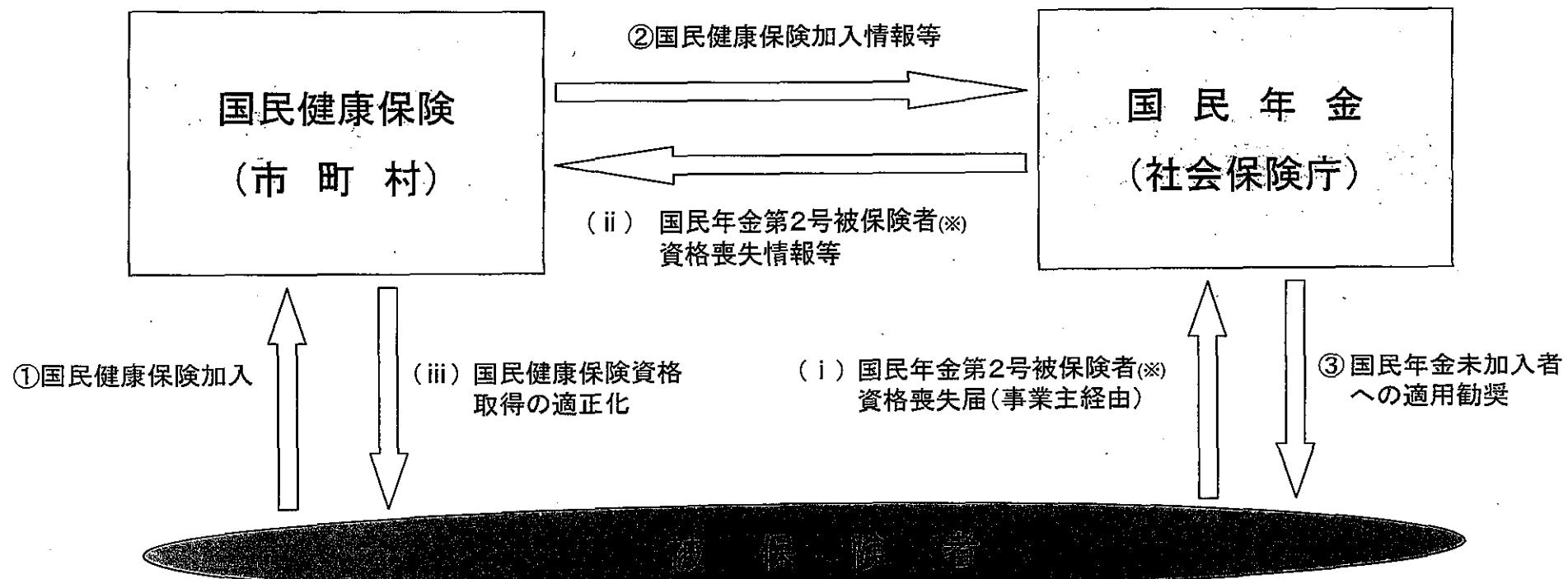
- ① 社会保険事務所は、督促状及び差押予告通知書を発行した未納者について対象者情報を作成し、市町村に送付する。  
※ 納付書を持参しない未納者についても市町村で納付受託できるように該当者の納付書を添付する。
- ② 市町村は、対象者情報から、既に短期証又は資格証明書を交付済の者等を除き、短期証を送付し又は対象者の呼出しを行い、短期証交付を行った場合、その交付情報を作成して、社会保険事務所に送付する。
- ③ 市町村国保での短期証の運用に準じて、年金保険料を完納した場合や、複数月分の分割納付となった場合は、短期証を解除することとし、その連絡を社会保険事務所に行う。
- ④ 社会保険事務所は、差押予告後は財産調査を実施しつつ、滞納処分の執行については一定期間猶予し、短期証交付によっても効果がないときは、滞納処分を執行し、市町村に除外者情報を送付する。

## 国民健康保険(市町村)と国民年金(社会保険庁)の資格情報の提供について

現在、国民健康保険の保険者たる市町村と国民年金の保険者たる社会保険庁の間で、それぞれの被保険者資格情報等を相互に提供し、国民健康保険・国民年金各制度の被保険者資格の適正化等を図る相互連携事業について検討しているところ。

(平成20年度中の実施の方向で検討中。)

### (基本的スキーム)



(※)国民年金第2号被保険者…被用者年金(厚生年金・共済年金等)加入者

# 共有名義の固定資産に係る国民健康保 険料(税)の資産割額の算定について

保国発第0118001号  
平成20年1月18日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

### 共有名義の固定資産に係る国民健康保険料（税）の資産割額の算定について

共有名義の固定資産に係る国民健康保険料（税）（以下「国保料」という。）の資産割額の算定においては、その持ち分に按分して賦課の対象とすべきところであるが、資産割を採用している市町村の一部において共有名義の固定資産について賦課の対象としていない等適切な賦課がなされていない事例が明らかになっている。

取り急ぎ、下記のとおり管内市町村に事実関係の確認を行うとともに、適切な対応がなされるよう、指導に遺憾のなきよう期されたい。

#### 記

##### 1 事実関係の確認について

一部の市町村において共有名義の固定資産に係る国保料の資産割額の算定に当たり、その持ち分に按分した賦課（以下「按分賦課」という。）を行っていない事例について、早急に事実関係を確認の上、実態を報告すること

##### 2 按分賦課を行っていない場合の今後の対応について

資産割を採用しているにもかかわらず共有名義の固定資産に係る国保料の資産割額の算定に当たり按分賦課を行っていない市町村においては、適切に按分賦課を実施すること

その際、共有名義の固定資産については、必要な情報を入手できるよう固定資産税担当課との協力体制の整備、又は、国民健康保険担当課による登記情報の直接確認等の方法により確実な把握に努めること

##### 3 按分賦課を行っていない場合の国保料額の変更（更正）について

資産割を採用しているにもかかわらず共有名義の固定資産に係る国保料の資産割額の算定に当たり按分賦課を行っていない市町村においては、国民健康保険料の増額変更については消滅時効が2年、国民健康保険税の更正については同3年とされていることから、それぞれ変更（更正）が可能な期間の国保料については、

適切に按分賦課を行った上で、国保料額の変更（更正）を実施すること

なおその際は、現年度分、過年度分の国保料が変更（更正）される者には、十分な説明を行うとともに、国保料の変更（更正）額が大きい場合の納付については、状況に応じて分割納付を認めるほか、変更（更正）した国保料の納付が分割納付等で法定納付期限より遅れた場合の延滞金について、条例等の規定に基づき、免除を行うなどの適切な措置を講じること

## 平成20年度国民健康保険助成費の概要

(国民健康保険課)

事項	平成19年度 予算額	平成20年度 予算(案)額	対前年 度比較 増▲減 額	摘要
	千円	千円	千円	
市町村の国民健康保険助成に必要な経費	3,323,547,304	3,105,856,373	▲ 217,690,931	
(項) 医療保険給付諸費	3,031,589,289	2,809,555,988	▲ 222,033,301	
(目) 国民健康保険療養給付費等負担金	1,747,218,448	1,658,708,080	▲ 88,510,368	
療養給付費負担金	1,653,741,102	1,570,497,848	▲ 83,243,254	・うち前期高齢者交付金にかかる調整額 ▲8,045.1億円
保険基盤安定等負担金	93,477,346	88,210,232	▲ 5,267,114	・保険基盤安定制度 保険者支援分 354.0億円 基準超過費用 5.5億円 高額医療費共同事業 522.5億円
(目) 国民健康保険老人保健医療費拠出金負担金	604,005,796	83,669,424	▲ 520,336,372	
(目) 国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金	0	450,776,455	450,776,455	
(目) 国民健康保険財政調整交付金	521,104,767	474,931,061	▲ 46,173,706	・うち前期高齢者交付金にかかる調整額 ▲2,129.6億円
(目) 国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金	159,260,278	22,147,789	▲ 137,112,489	
(目) 国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金	0	119,323,179	119,323,179	
(項) 介護保険制度運営推進費	291,958,015	262,938,023	▲ 29,019,992	
(目) 国民健康保険介護納付金負担金	230,735,891	207,904,483	▲ 22,831,408	
(目) 国民健康保険介護納付金財政調整交付金	61,222,124	55,033,540	▲ 6,188,584	
(項) 医療費適正化推進費	0	33,362,362	33,362,362	
(目) 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	0	33,031,518	33,031,518	
(目) 国民健康保険病床転換支援金負担金	0	261,598	261,598	
(目) 国民健康保険病床転換支援金財政調整交付金	0	69,246	69,246	
国民健康保険団体に必要な経費	6,357,320	8,131,689	1,774,369	
(目) 国民健康保険団体連合会等補助金	6,357,320	8,131,689	1,774,369	・歯科レセプト電算処理システム開発経費 8.0億円

注) 予算書の見直しに関連して事項等の見直しを行ったため、他の事項に区分されるもののうち、国民健康保険事業に関連するものを抜粋して計上している。

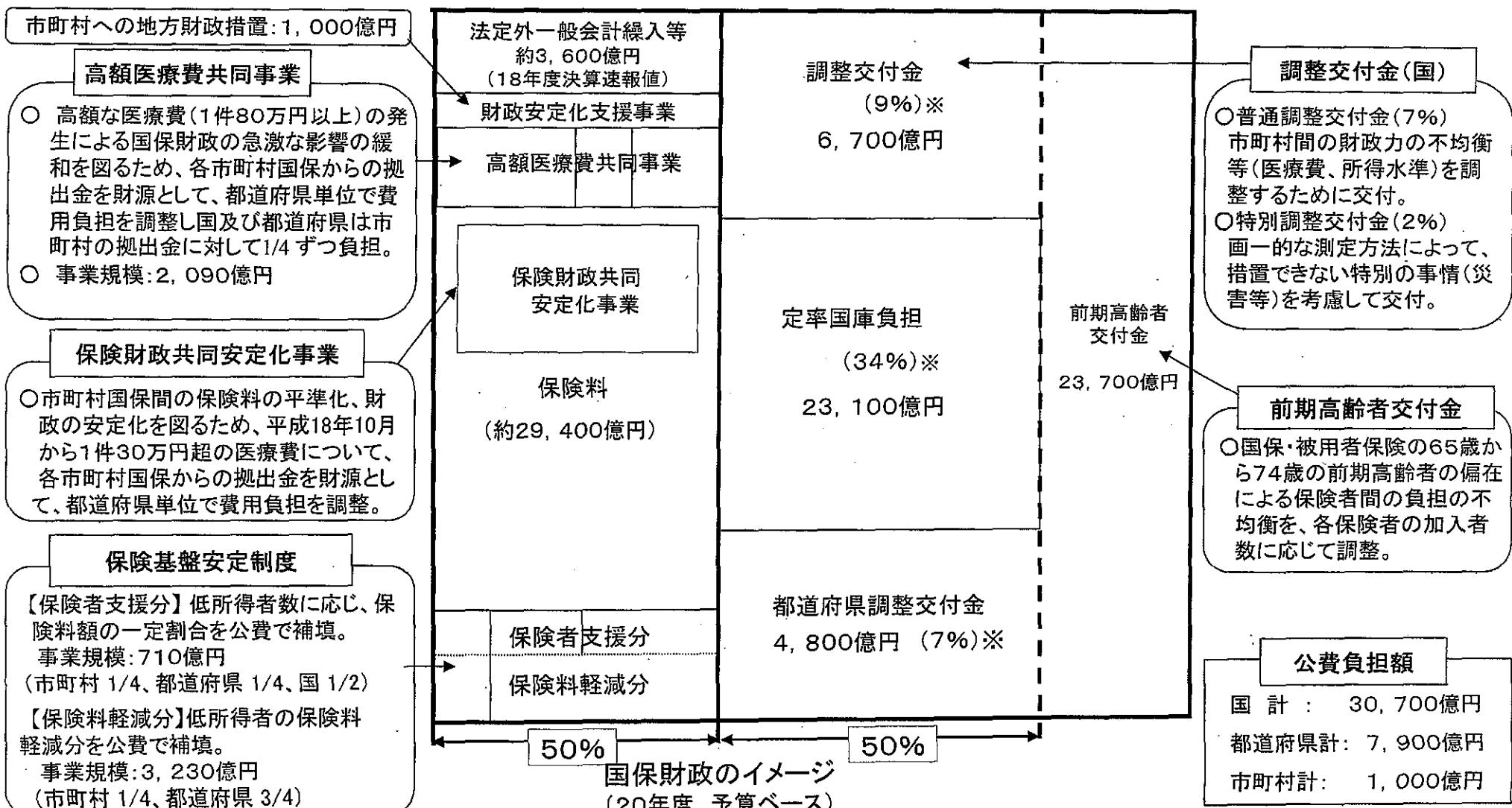
## (国民健康保険課)

事項	平成19年度 予算額	平成20年度 予算(案)額	対前年度 比較増▲減額	摘要
	千円	千円	千円	
国保組合の国民健康保険助成に必要な経費	325,605,674	337,633,509	12,027,835	
(項) 医療保険給付諸費	295,904,295	307,827,995	11,923,700	
(目) 国民健康保険組合療養給付費補助金	189,980,139	223,696,262	33,716,123	うち前期高齢者納付金にかかる調整額 187.6億円
(目) 国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金	95,259,608	10,466,678	▲ 84,792,930	
(目) 国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金	0	63,322,935	63,322,935	
(目) 国民健康保険組合特別対策費等補助金	8,053,823	7,685,092	▲ 368,731	
国民健康保険特別対策費補助金	3,084,148	2,613,188	▲ 470,960	前年度限りの経費(制度改正に伴うシステム改修経費) ▲ 4.1億円
出産育児一時金補助金	2,509,675	2,531,904	22,229	
高額医療費共同事業補助金	2,460,000	2,540,000	80,000	
(目) 国民健康保険組合事務費負担金	2,610,725	2,657,028	46,303	
(項) 介護保険制度運営推進費	29,701,379	27,278,074	▲ 2,423,305	
(目) 国民健康保険組合介護納付金補助金	29,701,379	27,278,074	▲ 2,423,305	
(項) 医療費適正化推進費	0	2,527,440	2,527,440	
(目) 国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金	0	2,484,402	2,484,402	
(目) 国民健康保険組合病床転換支援金補助金	0	43,038	43,038	
国民健康保険関係助成費総計	3,655,510,298	3,451,621,571	▲ 203,888,727	
うち(項) 医療保険給付諸費	3,333,850,904	3,125,515,672	▲ 208,335,232	
うち(項) 介護保険制度運営推進費	321,659,394	290,216,097	▲ 31,443,297	
うち(項) 医療費適正化推進費	0	35,889,802	35,889,802	

注) 予算書の見直しに関連して事項等の見直しを行ったため、他の事項に区分されるもののうち、国民健康保険事業に関連するものを抜粋して計上している。

# 国保財政の現状

医療給付費等総額:約93,700億円



\* それぞれ給付費等の9%、34%、7%の割合を基本とするが、地方単独措置に係る波及増分のカットや、保険基盤安定制度繰入金の一部に相当する額を調整交付金としていること等から、実際の割合はこれと異なる。